令和６年度公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター事業計画書

第　３４　期

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

法人の全体的事項

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（ＦＣＳ）は、船橋市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、平成４年に船橋市が財団法人として設立した。

その後、平成２０年１２月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成２３年４月１日に公益財団法人に移行した。

公益財団法人として中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与するために、「福利厚生事業」、「特定退職金共済事業」及び「勤労市民センター管理運営事業」等を実施しており、より良いサービスを提供して利用者の利便性の向上と効率的な業務の遂行に努めているところである。

事業活動方針

１．福利厚生事業

社会情勢の変化に伴い多様化する会員ニーズを考慮した福利厚生事業を展開していく。その一環として、全国規模で展開する福利厚生会社ベネフィット・ワンが提供する会員制福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション（以下「ＢＳ」という。)」を導入し、従来のＦＣＳには無い育児・介護や日頃からの健康づくりに特化した内容を追加し包括的なサービスを提供する。導入にあたり、ＦＣＳ窓口での現金取扱いを廃止し、申し込みから支払いまで全てオンラインで完結させることで会員の利便性向上と業務改善を図る。また、情報発信手段としてＳＮＳ（ＬＩＮＥ・Ｘ（旧 Twitter）等）を積極的に活用する。

生活安定事業では、新たに育児介護支援事業としてＢＳを活用した育児や介護に関する助成等のサービスを提供する。

健康維持増進事業では、会員の健康維持推進を目的として定期健康診断受検料や人間ドック及び予防接種への助成を行う。また、働く世代の健康づくりを支援するセミナー等を実施するとともに、健康関連のｅラーニングやオンラインセミナー等による健康管理を促進する。

自己啓発・余暇事業では、全国規模の幅広いサービスを提供しながら、市内施設の割引利用券発行及び市内飲食店や農家など、地元企業の商品購入や支援に資する事業を展開するとともに、人気の高い千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツふなばしの観戦席をあっ旋するなど、地域密着型のサービスを会員に提供する。また、地域住民等が気軽に参加できる事業を展開してＦＣＳの周知を図るとともに、千葉県内をはじめ、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターに加入する各地のサービスセンターと情報交換を図りながら共同事業等を行う。さらに、事業主や従業員を対象として、様々な雇用環境や働き方の変化に対応するためのセミナー等を開催するほか、余暇を楽しむための催し等を実施する。併せてキャリアアップや趣味の充実への一助となるようｅラーニングの利用促進を図る。

共済給付事業では、会員とその家族に対し慶弔金を支給する。引き続きプッシュ型通知を実施し、会員が確実に受給できるよう働きかける。また、不測の事態の備えとして低廉な掛金で確かな保障が得られるＦＣＳ生命共済を引き続き提供する。

２．特定退職金共済事業

単独で退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的として実施する。

今年度も、福利厚生事業のみ単体で加入している会員事業所に当該制度を紹介することや、市内中小企業にＤＭ（郵送によるダイレクトメッセージ）を送付するなどして、特定退職金共済制度の加入を促進する。

３．勤労市民センター管理運営事業

勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資するため、船橋市勤労市民センター条例に基づき指定管理者としてコンプライアンスを徹底し、公平で平等な管理運営に努めていく。

「運営協議会」や「利用者アンケート」、「ご意見箱」の設置や、ホームページ内の「お問合せ」等、幅広く利用者の意見を収集し要望の把握に努め、継続して利用環境に反映させ改善していく。また、魅力ある自主事業を展開し、様々な世代の市民及び勤労者の利用拡大を目指すほか、モバイルバッテリーシェアリングサービスを活用し、利用者の利便性向上と災害時における設備等の強化を図る。

<u>事業内容</u>

１．福利厚生事業（(公１）（公２）（公３）（公４）（他１））

（公１）生活安定事業

⑴生活安定事業

①　物資割引購入事業

市内飲食店等と提携し、会員証の提示やクーポン券等による割引価格で商品購入が出来るようにするほか、果物等の良質な商品や地域に密着したふなばしセレクション認証品などの地元の特産品をあっ旋する。

② 融資あっ旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し､以下の融資のあっ旋及び利子補給を実施する。

ア. 生活資金融資

教育、り災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資をあっ旋する。

・融資限度額　　１００万円（１万円単位）
・融資の対象者　　勤続１年以上・入会６ヵ月以上経過者
・融資利率（信用保証料含む）　３．０％(年率)
・償還期間　　６０ヵ月以内（元利均等割賦償還）

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あっ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金として低利な融資をあっ旋する。

・融資限度額　　１００万円（１万円単位）
・融資の対象者　　育児休業者または家族介護休業者
・融資利率（信用保証料を含む）２．７％(年率)
・償還期間　　６０ヵ月以内（元利均等割賦償還）

ウ．融資を受けている者に対する利子補給

上記ア、イの融資に対し「(年率) １．０％」の利子補給を行う。

③ 育児・介護支援事業

働く世代に向け、ＢＳを活用した育児･介護補助制度を提供するほか、育児・介護用品を割引価格で販売する。

育児補助

・病児保育、病児後保育、ベビーシッター、学童補助
　０歳～小学校６年生まで　１時間あたり３００円
・月極保育補助
　０歳～４歳まで　最大１０，０００円／月
・ファミリーサポートセンター補助
　０歳～小学校６年生まで　３，０００円／月

・病児保育補助（特定事業者への依頼）

０歳～小学校６年生　最大５，０００円／年

妊活支援

・無料相談窓口及び医療機関案内

・サプリメント等の販売

介護補助

・介護用品購入補助

最大５，０００円／月

・居宅・在宅介護サービス、在宅福祉貸与用品補助

最大５０，０００円／月

・介護旅行補助

５，０００円／月

介護情報支援

・介護ｅラーニング

④ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供のため、社会保険労務士等による相談及び講座を開催する。

⑤　財産形成支援事業

会員等のライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険労務士等による相談及び講座を開催する。

⑵労働関連情報提供事業

社会保険労務士による相談及び講座を開催するほか、労働に関するチラシ配架や情報をＳＮＳ等で積極的に発信する。

（公２）健康維持増進事業

⑴ スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業

会員等の健康維持増進を支援するため、割引提携を行っているスポーツ施設や健康施設及びＢＳ提携のスポーツ施設等において、一般より低廉な価格での利用や入場券助成を実施する。

⑵ レクリエーション・健康事業

会員の健康維持増進及び家族や友人などとの充実した時間の確保を支援するための事業を実施する。

⑶ 健康診断等助成事業

会員の健康の保持を支援するため以下の助成を実施する。

① 人間ドックを実施した会員への助成

人間ドック 助成額表	
１０，０００円以上１９，９９９円以下	２，０００円
２０，０００円以上２９，９９９円以下	３，０００円
３０，０００円以上４９，９９９円以下	５，０００円
５０，０００円以上	８，０００円

② 定期健康診断を実施した事業所への助成

・助成額　　年１回　１人　　８００円

③ ストレスチェックを実施した事業所への助成

・助成額　　年１回　１人　　３００円

④ 予防接種を実施した会員への助成

・助成額　　年１回　１人　１，０００円

⑷ 健康講座の開催等事業

会員等の健康維持増進を支援するための講座や、生活習慣病のリスク等の啓発講座及び働く上での心のケアなどの健康セミナーを企業等とタイアップし実施するほか、会員が気軽に健康に関して学べるｅラーニングを提供する。

⑸ 情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で充実した家庭生活を送れるよう、船橋市保健所等と連携して、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

（公３）自己啓発・余暇活動事業

⑴ 割引提携事業

レジャー施設、ホテル等と提携し、会員証の提示やクーポン券等による割引事業を実施する。また、ＢＳが提携するホテルやレジャー施設及びレストランの割引事業導入により会員ニーズの高いサービスを拡大する。

⑵ 施設利用助成事業

契約宿泊施設等を利用したとき利用料の一部を助成するほか、ハイシーズン等の時期に特化した助成を実施する。申込及び宿泊情報をＢＳで一括管理し会員の利便性を高めると同時に、提携施設の増加による会員サービスの拡大を図る。

○契約宿泊施設、契約旅行会社代理店の利用料への助成

１年を通じて、１泊につき会員２，５００円、登録家族１，２００円を最大４泊まで助成する。

⑶ 入場券あっ旋事業

会員及びその家族が会員価格で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞、レジャー施設の利用などができるよう入場券等を販売する。

申込及び購入管理をＢＳで行うことにより会員の利便性の向上とサービス内容の充実及び業務の効率化を図る。

⑷ 生涯学習等助成事業

会員の学習目的やライフスタイルに合わせ、ｅラーニング約１，３００タイトルの豊富な講座を提供する。

⑸ 自主企画事業

会員等の自己啓発及び余暇活動を支援するための各種事業及び近隣サービスセンターとの共催事業を行う。

（公４）情報提供事業

⑴ 情報誌発行事業

〇情報誌発行及び配布

ＦＣＳが発信する様々な情報の周知や会員の事業参加促進を目的に会報誌（ＦＣＳニュース）を発行して全会員に配布するほか、ＷＥＢでも配信する。

・ＦＣＳニュース　４回（季刊誌）

〇パンフレット発行及び配布

会員加入促進を図るため、ＦＣＳの紹介、福利厚生制度の内容等を掲載したパンフレット等を発行し配布する。

⑵ ホームページ及びＳＮＳ運営事業

ＦＣＳの活動内容や会員加入促進及び会員向け情報を発信する手段としてホームページに掲載するとともに、募集中の事業に関する情報等をＳＮＳ（ＬＩＮＥ・Ｘ（旧 Twitter）等）で随時配信する。

⑶ 加入促進のための広報活動

船橋市及び関係団体の広告媒体や地域ミニコミ誌及びＷＥＢ広告、デジタルサイネージ等を活用して積極的な広報活動を行い、広く周知を図ることで加入促進につなげる。

（他１）共済給付事業

⑴ 会員の人生の節目等に際し、相互扶助の精神で各種祝金、傷病見舞金及び死亡弔慰金等の慶弔金を給付する。

給付金の種類	給付金額
勤続祝金（１０年・１５年・２０年・２５年・３０年・３５年・４０年）	５，０００円
結婚祝金	２０，０００円
出産祝金	５，０００円
入学祝金（小学校・中学校・高等学校）	５，０００円
二十歳の祝金（会員本人・満２０歳）	５，０００円
還暦祝金（会員本人・満６０歳）	５，０００円
傷病見舞金	５，０００円～２５，０００円
死亡弔慰金（本人・配偶者・子・親）	５，０００円～５０，０００円

⑵ 会員及び配偶者の死亡もしくは不慮の事故による障害等の備えとして、低廉な掛金で堅実な保障内容のＦＣＳ生命共済を提供する。

⑶ 結婚・出産・子の入学等の節目においてギフトカードを支給する。

２．特定退職金共済事業（公５）

（公５）特定退職金共済事業

会員の退職後の生活基盤の安定、勤労意欲の向上及び雇用の安定を図るため、特定退職金共済事業を実施する。

＜事業内容＞

⑴加入対象事業主…船橋市内に事業所を有する者で、ＦＣＳの福利厚生制度に加入している事業所

⑵加入対象年齢……１５歳以上８５歳未満の従業員（パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む）

⑶掛金の負担……事業主の全額負担

⑷掛金の設定……１口（１，０００円）から３０口（３０，０００円）まで１口単位で自由に選択できる。

⑸掛金の変更……加入後、途中での増額または減額の変更ができる。（一定の制限あり）

⑹退職一時金……加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。

⑺退職一時金と年金との選択

……１０年以上の加入者は、一時金または年金（１０年間）の選択ができる。

⑻遺族一時金……加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。

⑼解約手当金……契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

３．勤労市民センター管理運営事業（(公６）（他２）（収１））

（公６）（他２）勤労市民センター管理運営事業

会議室、ホール等について、専門的知識や技能等の普及、健康づくりなどの公益目的のために利用する団体等への貸与を行うとともに、施設を効率的に運営するため、公益目的以外で利用する団体等への貸与を行う。また、勤労市民センター設置目的に基づき、施設や設備を良好に維持管理し、市民や勤労者が安全で安心して利用できる施設として適正な管理運営を行う。さらに、トレーニングルームの一部機器入れ替えを市に提案するなど、利用者の意見を運営に反映させ更なる利便性の向上に努めるとともに、テレワークスペースを引き続き提供して勤労者の気軽な施設利用を促し、広報や民間メディアの活用及びホームページで積極的に情報発信を行うことにより利用の拡大を促進する。

自主事業では、市民や勤労者を対象としたストレッチやヨガ等の健康体操教室や、実生活に即したスマートフォン講座、ライフプラン講座など多様な講座を展開するとともに、引き続き近隣の公共施設と定期的に情報交換を行い、連携を図りながら習得したノウハウを自主事業に活用する。また、中学生職場体験学習の受け入れや市民参加型の音楽イベントへの参加など、地域と交流を図ることで地域振興及び施設の活性化を図る。

その他、モバイルバッテリーシェアリングサービスを活用し、災害時におけるモバイルバッテリーの無償提供やバッテリースタンド本体のデジタルサイネージに災害情報を配信するなど、非常災害時の宿泊可能避難所としての役割を効果的に発揮するよう強化を図るほか、船橋市と協力して避難者受け入れ体制の構築を図る。

（収１）売店等貸与事業

勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、センターの施設の一部について飲食系専門業者に貸与するとともに、災害救援ベンダーとしての機能を備えた飲料の自動販売機及びレンタル充電機器、利用者用コピー機を設置する。